

過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会問題となり、「K a r o s h i」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、過労自殺も含めて、年齢、性別、職業を超えて広がり続けている。

労働基準法は、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられることを禁止し、労働者の生命と健康を保護することを目指している。この法律で定める労働条件は、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」「最低のもの」（労働基準法第1条）であるにもかかわらず、実際の労働現場においては、過重な長時間労働が蔓延し、それが当たり前であるかのようにになっているのが現状である。

昨今の雇用情勢の中で、労働者は、いくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出ることは容易ではない。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善することは難しい面がある。

このように、現行の労働基準法、労働安全衛生法による対応に限界があり、特に個人や家族、個別企業の努力だけでは困難である以上、国が新たに法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、過労死・過労自殺を撲滅するため、過労死防止基本法を早期に制定するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて